

面会規程

（目的）

第1条 ご利用者のご家族等との面会が、ご利用者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持を行う上でも重要であることに鑑み、本規程にて当センターにおける面会に関する基本事項を定める。当センターは、正当な理由なく家族等における面会を妨げてはならない。

（面会について）

第2条 面会について、以下のように定める。

- ① 面会の時間帯は、毎日午前10時30分から11時30分、午後14時30分から16時30分とする。
- ② 面会時間は、1回につき1時間とする。
- ③ 面会人数は、1回につき5人までとする。
- ④ 面会の日程については予約制とする。
- ⑤ 面会場所は病棟面会室又は居室とする。

（遵守事項）

第3条 院内感染防止及び安全な療養環境のため、面会者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① センター内での喫煙、飲酒、飲食をしない。
- ② ご利用者への飲食物の差し入れは既製品（生ものを除く）のみとする。
- ③ 危険物を持ち込まない。
- ④ 立入禁止区域には、侵入しない。
- ⑤ 宗教活動、政治活動、営業活動などの行為をしない。
- ⑥ その他センター運営上支障となる行為をしない。
- ⑦ 感染対策のため受付で体調の確認、体温を測定する。
- ⑧ センター内では必ずマスクを着用する。
- ⑨ 感染症罹患後1週間以内の面会はしない。
- ⑩ 面会后5日以内に新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの診断を受けた場合は、センターへ連絡する。

（面会の制限）

第4条 次の各号に該当する場合、面会を中止し、必要に応じて退去を求めることができる。

- ① 前条に示す遵守事項が守られなかった場合。
- ② 発熱、呼吸器症状、下痢その他感染症が疑われる症状がある場合。
- ③ 酒気を帯びている場合。
- ④ センター職員の指示に従わない場合。
- ⑤ 感染症流行時および病棟内集団感染発生時、または新興感染症等の感染状況を踏まえ、センターが面会制限の必要があると判断した場合。
- ⑥ 自然災害等により BCP を発動し、通常の面会体制を確保できない場合。
- ⑦ 職員に対し明らかにハラスメントと捉えられる行為があった場合。
- ⑧ その他センター長が不適当と認めた場合。

(個人情報保護)

第5条

面会者は、ご利用者及び他のご利用者のプライバシー保護に配慮しなければならない。

(センター内における撮影等及びその記録保存の禁止)

第6条 センター内においては、以下の場合においてのみ、画像、動画の撮影及び録音を認めるものとする。また以下の場合であっても、当センター内にて記録保存された画像、動画、録音などの情報を許可なく、複製や第3者への譲渡、又はインターネット等での不特定多数の閲覧を可能とする掲載を禁ずる。

- ① ご利用者とその家族が、当該利用者の日常生活を記録し、当該利用者とその家族が楽しむためにのみ記録、保存する場合。
- ② 当センター職員、又は当センター職員と当センターが必要とする取引先担当者が、ご利用者への医療福祉の提供の為に必要とする画像、動画の撮影及び録音をする場合。
- ③ その他、センター長が必要と認める場合。

2. 前項に反し、センター運営又は個人情報保護上支障があると認められる場合は、当センターは面会を中止させることができる。

(感染拡大時の対応)

第7条 感染状況に応じて面会中止となった場合は、ご家族への連絡又はホームページへ掲載する。

(周知)

第8条 本規程の内容は、病棟などの見やすい場所への掲示及びセンター公式ホームページへの掲載により、ご利用者様及びご家族に広く周知する。

(附則)

本規定は、令和 8 年 8 月 1 日より施行する。